

# 感染症予防及びまん延の防止のための指針

川西町地域包括支援センター

## 1. 基本的な考え方

川西町地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、利用者及び職員の健康と安全を確保するため、感染症の予防及びまん延の防止に必要な措置を講ずるための体制を整備し運用できるよう本指針を作成し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 感染症予防及びまん延防止のための体制

- (1) センターでは、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会の責任者は管理者とする。
- (2) 委員は、管理者およびセンター職員、その他管理者が必要と認める者とする。
- (3) 委員会には、感染対策担当者(以下「担当者」という。)を1名置き、担当者は委員会を招集する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (4) 委員会は、利用者の状況などセンターの状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催し、検討結果を職員に対して周知する。
- (5) 委員会は次に掲げる事項について検討する。
  - ① 感染症の予防体制の確立に関すること
  - ② 指針・マニュアル・業務継続計画作成に関すること
  - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
  - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
  - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
  - ⑥ 感染症発生時の対応と報告
  - ⑦ 感染症対策実施状況の把握と評価
  - ⑧ 感染症発生時を想定した訓練(シミュレーション)の実施
- (6) 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。
  - ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染症対策の基礎に関する教育を行う。
  - ② 全職員を対象に、定期的に研修を年1回以上行う。
- (7) 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は5年間保管する。

## 3. 平常時の対応

- (1) 厚生労働省、奈良県、町のホームページから最新情報を収集し、関係機関や団体等

からの情報を管理・利用する。必要な情報は、センター内で共有・周知する。

- (2) センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (3) 職員の標準的な感染対策として、職員は感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- (4) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日頃から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族や主治医等に知らせる。
- (5) 職員の緊急連絡網を整備し、緊急時に連絡がとれる体制を整える。

#### 4. 感染症や食中毒の発生時の対応

- (1) 感染症や食中毒(以下「感染症等」という。)が疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

[利用者の場合]

- ① 本人の容態、感染前後の経緯等を確認し、必要に応じてその状況を家族、サービス事業者へ報告する。
- ② センター内で状況及び今後の対応等を共有する。
- ③ 医療機関受診への支援を行う。
- ④ サービスの必要性を検討する。本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底したうえでサービスの提供を継続するための調整を行う。
- ⑤ 感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

[職員の場合]

- ① 速やかに管理者へ報告する。
  - ② 本人の容態、感染前後の経緯等を確認のうえ、主治医、医療機関や保健所(以下「主治医等」という。)へ電話連絡し指示を受ける。
  - ③ センター内で状況及び今後の対応等を共有すると共に、他の職員の体調確認を行い、感染拡大に注意する。手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
  - ④ 主治医等の指示に基づき必要な受診を行い、町で定める基準に従い療養に専念する。
- (2) 感染症等が発生したときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

[利用者の場合]

- ① 診断結果に応じて、基本的に本人から家族や事業所等への連絡を行うが、必要に応

じてサービス事業所等に報告する。

- ② 通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止し、訪問系サービスに関しては、本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関して、感染防止策を徹底したうえでサービス提供を継続するための調整を行う。
- ③ 感染者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

[職員の場合]

- ① 診断結果について、本人から管理者へ報告する。
  - ② 町で定める療養期間に従い、センターへの出勤を停止する。
  - ③ 自宅療養、入院に関しては、主治医等の指示に従う。
- (3) 管理者は、次のような場合、迅速に町の担当者に報告するとともに、保健所にも対応を相談する。
- ① 町の担当課への報告(報告が必要な場合)
    - (ア) 同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合
    - (イ) 同一の感染症等の患者、またはそれが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
    - (ウ) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合(報告する内容)
    - (ア) 感染症等が疑われる利用者の人数
    - (イ) 感染症等が疑われる症状
    - (ウ) 上記利用者への対応状況等
  - ② 保健所への届出医師が、感染症法、または食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診察した場合には、これらの報告に基づき、保健所等への届出を行う必要がある。

## 5. その他

- (1) 利用予定者が感染症の既往があっても、原則としてそれを理由にサービスの提供を拒否しないこととする。
- (2) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (3) 指針は誰でも閲覧できるようセンターに備え置くとともに、町ホームページにて公開する。

附 則

本指針は、令和6年4月1日より実施する。